会 議 記 録

<u></u>	 議 名 称	杉並区介護保険運営協議会(平成27年度第1回)
	時	
日	*	平成27年6月26日(金)14時00分~15時47分
場	所	杉並区役所 中棟 5階 第3・4委員会室
出		古谷野会長、藤林副会長、阿部委員、喜多委員、林委員、山崎委員、吉藤委
席	委員名	員、小林(英)委員、山田委員、山本委員、成瀬委員、甲田委員、須藤委員、 清水委員、澁谷委員、小林(義)委員、堀向委員、尾崎委員、根本委員、本
/113		何小安貞、仙台安貞、小州(我)安貞、畑川安貞、尾呵安貞、恨平安貞、平 郷委員、遠藤委員
者		区長、高齢者担当部長、保健福祉部管理課長、障害者施策課長、高齢者施策
	区側	は、
		保健サービス課長
	 事務局	高齢者施策課 和久井、芳賀、原田
広		1名
	聴者数	
配		1-1 杉並区保健福祉計画(平成 27 年度~31 年度) 抜粋
付		1-2 第6期杉並区介護保険事業計画(平成27年度~29年度)の概要
資		2-1 訪問型サービス・通所型サービスへの移行イメージ
		2-2 平成27年度の一般介護予防事業 3 杉並区の生活支援体制整備の取組について
料		
等		4 杉並区の認知症対策 (平成 27 年度~29 年度) 5 医療と介護の連携推進の取組及び在宅医療相談調整窓口の実績につい
		3 医療と月護の連携推進の取組及の住宅医療相談調金芯目の美積につい て
		5別紙 杉並区在宅医療地域ケア会議の開催内容について(第1回目)
		5参考資料 在宅医療相談調整窓口相談実績集計表(平成26年度)
		6 地域包括支援センターケア 24 の事業評価及び平成 28 年度地域包括支援
		センター事業委託について
		7 杉並区地域包括支援センター (ケア 24) 事業実施方針 (平成 27~29 年
		度)等
		8 介護施設等の整備状況について
		9 地域密着型サービス事業所の開設について
		10 地域密着型サービス事業所の指定等について
		11 地域密着型サービス事業所の指定更新について
		12 地域密着型サービス事業所(区外)の指定について
		13 指定介護予防支援業務の委託について
		14 障害者の相談支援専門員の育成の取組について
		参考資料 委員・幹事名簿
会詞	義次第	1 委嘱状交付
		2 区長あいさつ
		3 委員・幹事自己紹介
		4 会長・副会長選任
		5 報告事項
		(1)保健福祉計画(27~31年度)及び第6期介護保険事業計画について
		(2)総合事業の実施に向けた取組について

(3) 杉並区の生活支援体制整備の取組について (4) 認知症対策の取組について (5) 医療と介護の連携の取組について (6) 地域包括支援センターケア 24 の事業評価及び平成 28 年度地域包括支 援センター事業委託について (7) 杉並区地域包括支援センター (ケア 24) 事業実施方針 (平成 27~29 年度) について (8) 介護施設等の整備状況について (9) 地域密着型サービス事業所の開設について (10) 地域密着型サービス事業所の指定等について (11) 地域密着型サービス事業所の指定更新について (12) 地域密着型サービス事業所(区外)の指定について (13) 指定介護予防支援業務の委託について (14) 障害者の相談支援専門員の育成の取組について 6 その他 会議の結果 1 保健福祉計画(27~31年度)及び第6期介護保険事業計画について(報 2 総合事業の実施に向けた取組について(報告) 3 杉並区の生活支援体制整備の取組について(報告) 4 認知症対策の取組について(報告) 5 医療と介護の連携の取組について(報告) 6 地域包括支援センターケア 24 の事業評価及び平成 28 年度地域包括支援 センター事業委託について(報告) 7 杉並区地域包括支援センター (ケア 24) 事業実施方針 (平成 27~29 年 度) について(報告) 8 介護施設等の整備状況について(報告) 9 地域密着型サービス事業所の開設について (報告) 10 地域密着型サービス事業所の指定等について(報告) 11 地域密着型サービス事業所の指定更新について(報告) 12 地域密着型サービス事業所(区外)の指定について(報告) 13 指定介護予防支援業務の委託について(報告) 14 障害者の相談支援専門員の育成の取組について(報告) 高齢者施策課 それでは定刻になりましたので、平成27年度第1回介護保険運営協議会 を始めさせていただきます。 長 本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。第 1回目でございますので、新会長が選出されるまでは、事務局であります高 齢者施策課長の畦元が進行させていただきます。 それでは開会に先立ちまして、杉並区介護保険運営協議会の委員の委嘱状 伝達式を行います。委嘱状につきましては、事前に席上に配付させていただ いております。 それでは、田中区長よりご挨拶申し上げます。 皆さん、こんにちは。区長の田中良でございます。 区長 本日は大変ご多忙の中をご参集いただきまして、誠にありがとうございま

す。第1回杉並区介護保険運営協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を 申し上げます。 介護保険事業は平成12年にスタートいたしまして、丸15年が経過いたし ました。この間に制度の内容も大きく変わりましたが、介護保険は区民の生 活に定着してきたと思っております。これも介護保険運営協議会での皆様か らのさまざまなご意見に基づきまして、事業計画の策定や施設の運営などを 進めてまいりましたことで実を結んだものと思っております。 しかし、後期高齢者人口が大きく増加する10年後、2025年ということに なりますが、この 10 年後の問題を控えまして、高齢者を支える杉並区独自 の地域包括ケアシステムを構築していく必要があり、そのためには大変多く の課題がございます。 第一に、今年度、新たにケア 24 へ配置いたしました地域包括ケア推進員 を中心といたしまして、地域の関係者と連携した地域づくりの取組を進め、 高齢者の生活支援等のニーズに的確に対応していかなければなりません。ま た、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の皆様への対策もさらに重要性を 増しておりますので、医療関係者との連携を強化して認知症の早期発見・早 期対応に取り組むとともに、在宅医療を推進していく必要があろうかと考え ております。 さらに、高齢者の在宅生活を支えていくために、地域密着型サービス等を 整備していく必要がある一方で、在宅生活が困難となった方への支援とし て、特別養護者人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの施設・住まい の整備を進めるということも大変重要な課題だと思っております。 加えて、今般の制度改正で創設されました介護予防・日常生活支援総合事 業については、杉並区では来年度からのスタートに向けまして、要支援相当 の方から元気な高齢者までの介護予防と日常生活の自立支援をしていくた めに、さまざまな工夫を凝らした取組を地域の皆さんのご協力を得ながら準 備していかなければなりません。 このように、今年度からの第6期介護保険事業計画は、今後の高齢社会に 対応していくための基盤をつくる大変重要な時期となります。ぜひ皆様方に おかれましては、これまで以上に活発なご議論をいただきまして、区の介護 保険運営にお力添えをいただきますようにお願いを申し上げたいと存じま 簡単ではございますが、私からは以上でご挨拶に代えさせていただきま す。ありがとうございました。 以上で委嘱状伝達式を終了いたします。区長は所用がございますので、こ 高齢者施策課 こで退席させていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。 区長 高齢者施策課 続きまして、委員並びに幹事の自己紹介をお願いいたします。 委員名簿・幹事名簿は、席上に参考資料として配付させていただいており 長 ます。大変恐縮ですが、お1人ずつ簡潔に所属とお名前をよろしくお願いい たします。 委員 皆さんこんにちは。区民公募委員です。どうぞよろしくお願いします。 委員 区民公募委員です。よろしくお願いします。2期目でございます。頑張り 今期から参加させていただきます。区民公募委員です。よろしくお願いし 委員

ます。

委員	前から区民委員として参加させていただいております。皆さんのために少
安兵	
	しでもお役に立つ意見が言えればいいかなと思います。よろしくお願いしま
	す。
委員	区民公募委員です。医療生協の活動をしております。よろしくお願いしま
	す。
委員	区民公募委員です。よろしくお願いいたします。
4 A	
	
委員	区議会議員です。今年度もよろしくお願いいたします。
委員	区議会議員です。今年度から頑張ってやらさせていただきます。よろしく
	お願いいたします。
委員	杉並区医師会の副会長です。どうぞよろしくお願いします。
4 A	
	
委員	東京医科大学の教員す。よろしくお願いいたします。
委員	聖学院大学の教員です。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	東洋大学の教員です。よろしくお願いいたします。
委員	■ ド並区歯科医師会の副会長です。よろしくお願いいたします。
安貝	松业区圏科区即云が、
委員	杉並区薬剤師会の理事です。今期から参加させていただきます。よろしく
	お願いします。
委員	杉並区民生委員児童委員協議会の地区会長をしております。どうぞよろし
	くお願いします。
	
委員	杉並区社会福祉協議会から参りました。よろしくお願いいたします。
委員	杉並区障害者団体連合会から参りました。所属は杉並区手をつなぐ育成会
	で、知的障害を持つ子の親の会です。よろしくお願いします。
委員	今回から初めて参加させていただきます。杉並区いきいき連合会から参り
,,,,	ました。よろしくお願いします。
太 日	
委員	訪問介護協議会から参りました。会長改選で代わりまして、今期から参加
	させていただきます。よろしくお願いします。
委員	杉並区ケアマネ協議会から参りました。引き続きよろしくお願いいたしま
	す。
委員	社会福祉法人正吉福祉会、ふれあいの家しみず正吉苑から参りました。今
	期から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。
高齢者施策課	ありがとうございます。まだいらっしゃっていない委員もおられますが、
長	欠席のご連絡はいただいておりません。
	それでは、幹事名簿をごらんください。多少順不同になりますが、自己紹
	介させていただきます。
	ちさん、こんにちは。高齢者担当部長の田中でございます。今年度もどう
長	ぞよろしくお願いいたします。
介護保険課長	この4月から介護保険課長になりました青木です。どうぞよろしくお願い
	いたします。
地域包括ケア	地域包括ケア推進担当課長の河俣でございます。どうぞよろしくお願いい
推進担当課長	たします。

保健福祉部管	この4月から保健福祉部管理課長になりました井上です。よろしくお願い
理課長	します。
	, ,
障害者施策課	同じくこの4月から障害者施策課長になりました出保と申します。よろし
長	くお願いいたします。
高齢者施設整	こんにちは。2年目になりますけれども、高齢者施設整備担当課長の森山
備担当課長	と申します。よろしくお願いします。
保健サービス	皆さん、こんにちは。杉並保健所の保健サービス課長の藤川でございます。
課長	今年度から参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
高齢者施策課	私は高齢者施策課長の畦元と申します。もう一名、幹事で高齢者在宅支援
長	課長がおりますが、所用により本日は欠席させていただいております。
文	
	それでは続きまして、会長選任に移らせていただきます。会長の選出は条
	例によりまして、委員の皆様の互選により選出することとなっております。
	会長選任につきまして、皆様いかがでしょうか。ご推薦などございますでし
	ようか。
大 旦	
委員	大変僭越でございますが、私から提案をさせていただきたいと思います。
	会長につきましてはずっと古谷野委員にお引き受けいただいておりますが、
	今回の大きな制度改正もございましたので、それらに詳しい古谷野委員に引
	き続きお願いできればとご提案申し上げたいと思います。
高齢者施策課	ただいま古谷野委員に会長をお願いしたいというご発言いただきました。
	1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
長	皆様いかがでしょうか。(拍手)
	ありがとうございます。異議はないようでございますので、古谷野委員に
	会長をお願いしたいと存じます。
	それでは会長席にお移りいただきまして、就任のご挨拶をいただいた上、
	これ以降の議事進行につきましては会長にお願いしたいと思います。よろし
	くお願いいたします。
会長	ご指名いただきまして光栄に存じます。
	もう大分長く会長をさせていただいておりますが、地域包括ケアシステム
	の立ち上げという、まさに重要なときでもありますので、ぜひまたここで勉
	強させていただきたいと思っております。
	阿佐谷に生まれ育って親もおりますので、絶対逃げないという立場でござ
	います。どうぞよろしくお願いいたします。
	条例によりまして副会長も互選で選出することとなっておりますので、皆
	様からのご推薦いただきたいのですが、いかがでございましょうか。
	よろしければ前期も副会長をしていただきました藤林先生にお願いした
	いと思いますが、いかがでございましょうか。(拍手)
	ありがとうございます。それでは藤林先生、副会長席にお移りいただき、
	一言ご挨拶をいただきたいと存じます。
副会長	練馬区民で職場は文京区ですけれども、こちらのほうでお世話になるよう
削云艾	
	になって本当に杉並区が大好きになってきまして、ここへ来るたびに実は阿
	佐谷商店街に寄っています。今日も帰りに寄る予定です。だんだん杉並区に
	引っ越してこようかと真剣に考え始めております。よろしくお願いいたしま
	す。
会長	
五以	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i
	それでは、平成27年度第1回の介護保険運営協議会を始めさせていただ
	きます。最初に事務局から資料の確認などお願いします。
高齢者施策課	初めに、別件のご予定がおありとのことで、途中でご退席される委員がお
長	られますのでお知らせいたします。
	- 2005 / */ CM2/H2 C 1 /C C 5 / 0

	では、本日の資料でございます。先週の金曜日に皆様にお送りいたしましたが、報告事項が 14 件ございます。また、4 件の資料を、本日席上配付させていただいております。先ほどの委員名簿と幹事名簿に加えまして、「ケア 24 善福寺移転のお知らせ」と「杉並区在宅医療地域ケア会議通信」でございます。
	それと報告資料5でございますが、一部誤植がございまして、席上に置かせていただきました資料と差し替えていただきたいと思います。 資料の確認につきましては以上でございます。
会長	よろしいでしょうか。
ΔK	今日は次第をご覧いただいておわかりのとおり、報告事項だけで 14 件あるということでございますので、急いで進めていきたいと思います。 最初に報告事項の1として、「保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画について」のご説明をいただきます。
高齢者施策課	< 資料 1 - 1 及び資料 1 - 2 に沿って報告事項(1)「保健福祉計画(27
長	~31 年度)及び第 6 期介護保険事業計画について」について説明> 説明は以上でございます。
会長	ありがとうございました。本来だと膨大な量の計画なわけですが、かいつ まんで要点だけご説明いただきました。
	何かこれまでのことについて、ご質問あるいはご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。
委員	いくつかまとめてお聞きします。 介護保険の大規模な制度改正が行われたのですけれども、8月から利用者 負担が2割になる方がいますよね。その対象者数がどれほどの人数でどのよ うに実施されるのかということ。 あと、施設利用の際の居住費、食費の負担限度額の適用条件が変わるとい
	うことなのですけれども、その対象者数はどのようになるのかということと、資産調査を行う必要があると思うのですが、それがどのように実施されるのかというのが2点目。 3点目が、特養ホームの入所対象者が変わりましたが、どのように変化して、対象から除外された人数はどの程度なのか。あと、要介護1・2で特例入所条件が認められた対象者は何名なのかという3点をお聞かせください。
会長	お答えいただけますか。
高齢者施策課 長	数的なものなので後ほどお答えさせていただきます。
会長	それでは、報告事項の(2)、(3)、(4)、(5)が今の介護保険と絡む報告ですので、それが終わったところであわせてお答えいただくということにしたいと思いますが、よろしいですか。ほかにご質問、ご意見お持ちの方いらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、資料など整えていただく間に報告事項の(2)から(5)までまとめてご説明をいただいて、さらに今の委員の質問とあわせて質疑に入りたいと思います。では(2)につきまして、高齢者施策課長お願いします。
古脸老先笙钿	
高齢者施策課	<資料2-1、資料2-2及び資料3に沿って報告事項(2)「総合事
長	業の実施に向けた取組について」、(3)「杉並区の生活支援体制整備の
	取組について」について説明>
	私からは以上でございます。
	/14/4・19/4 1/14 1/14 1/15 1/15 1/15 1/15 1/15 1/

会長	はい。続けて地域包括ケア推進担当課長お願いします。
地域包括ケア	<資料4、5に沿って報告事項(4)「認知症対策の取組について」、報告
推進担当課長	事項(5)「医療と介護の連携の取組について」について説明>
会長	ここまでが介護保険事業計画及び保健福祉計画の中身の話ですので、ここ
	で一旦切らさせていただきたいと思います。
	では、先ほどの委員からのご質問に対するお答えの準備ができておりまし
	たらお願いします。
介護保険課長	大変失礼いたしました。
	まず1つ目のご質問、8月から2割負担の方が出るということで、まずそ
	の条件ということでのご質問だったと思いますけれども、一定所得以上の方
	ということで、その一定所得以上は本人の合計所得金額が160万以上で、か
	つ同一世帯に1号被保険者の年金収入プラスその他の合計所得金額が単身
	で280万以上、2人以上世帯で346万以上の場合に2割になります。したが
	って、合計所得が160万以上でも、先ほど言いましたその後の単身で280万、
	2人以上世帯346万以上にならなければ、1割負担のままという形になりま
	す。それで、先ほどの2割負担の人数は7月にならないと出ませんので、今
	のところは出ておりません。7月の中旬ぐらいに確定して、下旬に負担割合
	書を発行する予定でおります。
	それから、2つ目の特定施設に入居している非課税の方については、居住
	費、食費について、給付というか、補足給付をしておりましたけれども、今
	回非課税の方でも単身の場合には資産が1,000万以上、それから2人以上世
	帯は2,000万以上ある方については、この対象外という形になります。まず
	この補足給付を受けられた方約3,000人に申請書をお送りしましたが、先週
	が締め切りということで、現在のところ約2,000名の方から通知がきており
	ます。その内容を審査しているところでございますので、対象が何人になる
	のかは、今のところはわからない状態でございます。
委員	資産調査をどのように実施されるのかということについてはいかがです
	カ _v 。
介護保険課長	資産調査でございますけれども、これは全件調査するという予定はござい
	ませんけれども、そういった 1,000 万、2,000 万を超えているかどうかの微
	妙なところについては、改めて調査をさせていただきたいというふうに考え
	ております。まだ返ってきたばかりで、内容を審査している段階ですので、
	どういう形でやるかは今後検討していきたいと思っております。
委員	あと、特養についてですが。
会長	高齢者施策課長、お願いできますか。
	高齢者在宅支援課長が不在でございますので、私から先ほどのご質問にお
長	答えいたします。
	特別養護老人ホームの申込者数は、3月末現在で1,744名ございました。4
	月1日から、入所が原則として要介護3以上になりましたので、それで該当
	に当たらなかった方が409名、4月1日現在でございました。ただ、その409
	名の中には、要介護1・2の方で特例入所の該当の方が87名いらっしゃいま
	した。その87名の方に関しましては、現在まだ入所には至っておりません。
	以上でございます。
会長	よろしいでしょうか。
	それでは、ほかに (2) から (5) まで含めてのご質問についていかがでし
	これい くけみ、 はみか 10 (4) かつう (6) ま く 白 (5) くり (2) (具) 即に ラヤ・く (1) かかっ くし

	ようか。
委員	今回から保健所の課長もお見えですので資料の2-2でお尋ねします。「足腰げんき教室」について毎回区の広報など見ると募集が載っているわけですけれども、内容としてはどのようなことをやっているのかということと、応募状況がどうなのかという点について教えてもらいたいと思います。それともう1点、こういったことをやっているリーダーの方がいらっしゃると思うのですが、そういう方が町場にある高齢者のデイホームなどに出向いてちょっとした体操をやってもらうとか、そういうことも要望としては聞くことが結構あります。いつもお遊戯ばかりしていてもしようがないので、本当の体操みたいなものを少しやってくれないかなというような要望もあるのですけれども、そういったことができるかどうか教えてください。
会長	保健サービス課長でよろしいですか。お願いします。
保健サービス課長	「足腰げんき教室」ですけれども、これは全4回のシリーズになっておりまして、区民センターと保健センターのほうで実施いたしておりまして、健康運動指導士が介護予防に向けた運動方法などをご紹介し一緒に運動しながら教室を実施しております。
高齢者施策課 長	先ほどの2つ目のご質問でございますが、デイサービスなどに直接指導に行っていただけないか、ということだったかと思います。 先ほどの介護保険事業計画の概要の中にありましたように、一般介護予防事業の中に新たに地域リハビリテーション活動支援事業というのが組み込まれました。これは直接PTとかOTの方が個別に伺うということではなくて、介護事業者の方たちのいろんな相談に乗ったり、事業者の方自身が地域リハビリテーションの観点を持って、利用者の方にいろいろな支援をしていただけるように、リハビリの専門職が介護事業者に対して助言、支援をしていくという取組でございます。これにつきましても、地域のPTの方、OTの方ともいろいろ連絡をとりながら、この取組については実施していこうと思っています。ただ、直接そこの人が行く、行かないにつきましては、介護事業者からの依頼もあるかと思いますので、個別の対応になるかと思います。
会長	ちょっと外れたかな、という感じはしますね。「足腰げんき教室」などの終わった方たちが自主グループを構成して、むしろ地域貢献活動としてやっていくような取組は可能かどうか、あるいはあるかどうかというようなご質問だったかと思いますが。
委員	いまのご回答で結構です。
会長	長寿応援ポイントのほうではそういう活動が幾つか、団体が認定されてい たと思います。
高齢者施策課 長	失礼いたしました。教室を終了した方が自主グループをつくってということになると、どちらかというと「地域ささえ愛グループ」のほうに移行していくかと思います。担い手となって代わりにということは、別途介護予防サポーターとか、そういったボランティア育成というのを別途行っておりまして、そういった方々には「公園から歩く会」や「わがまち一番体操」といったところで担い手として活動いただいております。
会長	ありがとうございました。 ほかにご質問、あるいはご意見をお持ちの方いらっしゃいますか。

委員	ちょっと外れているかもしれないのですけれども、こういう事業の中に例
	えば身体でも知的でも障害者の方が参加しているという事例はあるでしょ
	うか。
高齢者施策課	介護予防事業の話でよろしいでしょうか。原則介護保険の特別会計を使っ
長	ているということで、65歳以上の方が対象になります。その中で障害者手帳
	をお持ちの方がいらっしゃるかどうかまでは、ちょっと把握はできてござい
	ません。
会長	よろしいですか。残念ながら情報がちょっと足りないようです。
	ほかにいかがでございましょう。
委員	資料の3なのですけれども、実際どういうことをやっていくのかいまいち
	イメージが湧かないというのが実感です。準備会はもう5月、6月にされて
	いるということなので、実際何か話が出ていると思いますので、もうちょっ
	と具体的な話が出ているのだったら教えていただけたらありがたいと思う
	のですけれども。
会長	高齢者施策課長、お願いします。
高齢者施策課	おっしゃるように、まず私どもも手探りな状態でございます。協議体でど
長	こまでできるのか、何をすべきなのかということを準備会の方とも一緒に協
	議しながら、協議体をどのように動かしていこうかということを今まさに準
	備しているところでございます。
	狙いとしましては、地域の資源、生活支援のためのサービス資源は、知っ
	ている人は知っていて知らない人は知らないということがございますので、
	公的なもの以外のものも含めまして、地域の中でどういったサービス資源が
	あるのかということを、直接参加していただきながら情報共有をしていくと
	いうことをまず今年度はしっかりしていきたいと思っています。情報共有、
	意見交換をしながら、実際そういったサービス提供がなぜ必要になったのか
	ということも掘り下げながら、それで何が本当に足りないのかということも
	含めて協議体の意見交換の中で共有していければいいかなという段階でご
	ざいます。
- エロ	
委員	地域のニーズや資源という意味では、区の高齢者施策課というか、介護保
	険の中だけではなくって、ほかにも多分関わっている部署がもっといろいろ
	あると思うのですけれども、そういうところとの連携というのは考えていら
-Lath Let 11 tale and	っしゃるのでしょうか。
高齢者施策課	事務局メンバーの中に在宅支援課も入っておりますし、直接区としてのサ
長	ービス提供ということも行っております。そういったところも含めて、窓口
	で直接区民の方からのお話もいろいろ伺っておりますし、地域包括支援セン
	ターにおける相談の内容からも把握していくということは進めております。
	そのために地域包括支援センターに配置しました地域包括ケア推進員にも、
	直接協議体にかかわってもらうことを考えておりますので、そういった中で
	本当に地域の生の情報などを掘り起こし、情報交換をしていくことを考えて
	おります。
委員	もう少しよろしいですか。
△ 目	Prix
会長	はい、どうぞ。
 委員	杉並区はすごく高齢者団体の活動が活発だと思うのです。杉の樹大学とか
女只	や並らはりこく同節有団体の活動が活光にと思りのでり。杉の樹入子とが いろんなところがあると思いますので、多分、高齢者施策課とか高齢者の課
	* 'ひかなここのル'めなこ心* 'まりがて、夕万、同即有 肥鬼硃とが同節有り誅

	ではないところがそういうものに関わっているのではないかと思いますの
	で、あとほかにも社会福祉協議会ですとか、教育のほうで関わっているとこ
	ろがあると思いますので、ぜひそういうところと連携をして、大変幅広いと
	ころで難しいとは思うのですけれども、介護保険を使っているケアマネジャ
	一などのところもそういう情報はほしいと思いますので、ぜひいろんな情報
	を共有して進めていただければありがたいなと思います。
会長	ありがとうございます。協議体に関して何かご意見はございますか。
委員	正直に言いますと、自営業で仕事にしているので、改正のほうがかなり厳
	しいのでそちらに頭がいってしまって、本当は諸団体のほうとマッチングし
	ていけば一番いいのですけれども、まずそこより事業が成り立つか、それを
	ちゃんとしていかないと逆に利用者のケアもうまくいかなくなってサポー
	トもできないと思いますので、逆に言えばそこから、母体からちょっと考え
	ていただきたいと思います。
会長	ありがとうございました。どの自治体でも多分そうだと思うのですが、こ
	の協議会に関しては手探り状態なのですよね。そういう中で、恐らく杉並区
	はこれまでの取組の蓄積からほかの自治体よりはちょっと進んでいるだろ
	うと思いますが、ただ、それでも実際の中身ができ上がってくるのはこれか
	うと心いようが、たた、とれても天原の下ろがてさ上がってくるのはこれが。 らですよね。今ご指摘いただいたように、いろんな団体、特に高齢者の団体
	があって活動していらっしゃいますから、そういう方たちもうまくつかんで
	いくと、この協議体の中での議論は深まっていくだろうと思います。
	ひょっとすると、杉並区独自の長寿応援ポイントの地域貢献活動をやって
	いる団体の中には、それに関連するものがたくさんあるのではないかと思い
	ますし、それについては高齢者施策課が把握しているはずですから、そこも
	含めて議論ができているのではないかなというふうには思います。
高齢者施策課	おっしゃるとおりでございます。ただ、今年度初めてやるということがご
長	ざいますので、コアな部分から始めて広げていくということも考えておりま
	すし、委員がおっしゃったように、これは本当に地域で協働で取り組むべき
	ことでございますので、ほかの協働に関する部署とも連携しながら実施して
	いきたいと考えております。
会長	ほかにいかがでしょう。
委員	
27	た取組で、事業者の参入意向というものはどのようになっているのかなとい
	うことと、あと少し戻ってしまうのですけれども、介護保険の大規模な改定
	プロログ、のとうしたりでしょうのですりないとも、「最体質の人気模な気だ で8月からさまざまなことがいろいろと切り替わっていくと思うのですが、
	これは現場の方に聞いたほうがいいと思うのですけれども、その対応状況と
	これは現場の方に同いにはりかいいと思りのですけれても、その対応状况と いうのはどうなっているのかなということを少しお聞きしたいなと思いま
	して。
	実は今いろんな方から「どうなるのでしょうか」という問い合わせが来て
	おりまして、そのあたりがどう対応されていくのか。もう現場としては準備
	万端というような形になっているのか、それともなかなかまだ制度的に見え
	ていないところがあって苦労しているというような状況なのか、そのあたり
A E	を確認したいと思います。以上2点です。
会長	では、高齢者施策課長からお願いします。
高齢者施策課	では、1点目の総合事業に関する事業者の参入意向でございます。実は、
長	ガイドラインに基づく基準等についてこれから事業者のほうにお示しをし
1 * *	

	て意向調査を行う予定でございますので、今回は申しわけございません。ま
	だ参入意向が実際どうなのかということについてはご報告できることがご
	ざいません。
会長	2番目について、訪問介護事業者協議会ではいかがでしょうか。
委員	実際、私たちが高齢者の方に提供したいと思っていることがことごとく改
	正で崩されていくというのが現状で、やっと構築したと思うと変えられてい
	くというのが実際正直なところです。
	これから本当に、はっきり言って経営者からすれば介護保険頼りにはやっ
	ていけないので、介護保険外で高齢者の方に提供するサービスができないか
	というのをいろいろ考えていまして、区役所の方からもいろいろ問い合わせ
	があります。ですから、これから本当にそちらのほうに向けても区の方と相
	談して、いろんな形でできるものをやっていかなくてはいけないと思うので
	すが、どちらにしても働いている人がいるので、会社としては当然、収益も上げなければいけないので、そちらが成り立たない限り理想だけを掲げても
	「何もできないので、そこからやっぱりちゃんとやっていかないと、計画倒れ
	になるのかなと思います。
会長	ケアマネ協議会ではいかがですか。いろいろな意見が利用者の方からはき
	ているのではないかとも思いますが。
委員	8月から変わるということは今回の制度改正のところでお話しはしてい
	るのですが、何分にも具体的なところが出ないので、私たちも一緒に「そう
	だよね」と言っているような感じですので、具体的なところが早く出ればい
	いなというふうには思っております。
会長	介護保険課長から何かお答えいただけますか。
介護保険課長	これからも周知には努めていかなければいけないと思います。介護保険の
	よくわかるサービスということでこういうものを出しておりますけれども、
	ほかにも、今後さまざまな機会を捉えて周知していくつもりでございますの
	で、またよろしくお願いします。
会長	よろしいですか。
	ほかにいかがでございましょう。
	それではよろしいようですので、報告事項の(6)と(7)のほうに移り
11.12517.7	たいと思います。地域包括ケア推進担当課長、お願いいたします。
地域包括ケア	<資料6、7に沿って報告事項(6)「地域包括支援センターケア24の
推進担当課長	事業評価及び平成28年度地域包括支援センター事業委託について」、報
	告事項(7)杉並区地域包括支援センター(ケア24)事業実施方針(平
	成 27~29 年度)について」について説明>
	以上でございます。
会長	ありがとうございました。
	それでは、評価委員長をされました副会長から、一言コメントを頂戴いた します。
副会長	しょり。 今年度は昨年度までと違いまして、この委員会でご指摘を受けましたよう
四八八八	C に $ C $ に $ C $ だと、 $ C $ ばっかりだとやる気をそぐというご意
	見がございましたので、表現を変えました。
	ただ、ケア 24 は要するに選べない介護保険のサービスです。つまり該当
	する地域が決められているわけですから、やはりケア 24 のほうできちんと
	自分の立ち位置とかほかの地域包括との位置、それをやはり把握していただ
	かないと、担当地域の高齢者が不利益をこうむることになってしまう。そう

	いう意味でもきちんとした評価を行っていくことは大変重要でして、現在地域包括の調査をちょっとずつ始めていますが、ここまできちんと地域包括の評価を行っている区は、今現在全てやっているわけでありませんが、23 区内では他にはないです。もう少し、評価した後にどうするのかということも含めて考えていかなければいけないと思っているのが 1 点。昨年度からちょっとある包括に、スーパービジョンというもので入らせていただきましたが、包括は本当に大変です。区がきちんとしたバックアップをしてあげないと、本当に包括はあれもこれもという形で、職員が潰れてしまうぐらい大変だということもわかってきました。ですからやはりこの評価という形で、区と二人三脚で包括がその地域のためにどうやって動いていくのかということをやっていくことは、今後の地域包括ケアの中でやはり重要だというふうに思うとともに、包括の職員が潰れないための仕組みをつくってあげないとかわいそうだなというのが、昨年度1年間、何回か関わってきた印象です。以上です。
会長	ありがとうございました。 他にご質問、あるいはご意見がありましたらお願いします。
委員	ただいまご説明ありがとうございました。 地域包括支援センターの事業運営につきましては、これまでも何回かご説明いただいております。こうした中で年々業務量が多くなる中で、大変質の高い運営がなされていることもお伺いしておりますし、ただいまも良好な事業運営がほとんどだというようなご説明もいただいておりまして、各事業所のご努力のあらわれではないかと、大変よいことだと思っております。そういう中で表の説明がございましたが、ランク上これまで「S」から「D」という表示がございましたが、これがなくなって、文言によるランクの表示がございますが、今回はこの3つのランクに該当する個別の内容が記載されてよくわかるのですけれども、このほかにもう2つのランクが文言上で表示されることができますので、表上で全体的に読み取る場合にはこの5つのランクの中で、今度どういう位置づけになるかという理解のほうがよろしいのではないかと、そんな感じがいたしましたのですが、表の見方がちょっと十分な理解がなされていない質問になったら大変申しわけございません。以上でございます。
会長	この表、一番上のランクと一番下のランクの行が入っていないのですよ ね。ですからそこまで入れておくと全体が見やすくなるということで、私も そう思いました。
地域包括ケア 推進担当課長	はい。そのように今度から訂正していきたいと思います。
会長	ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。
委員	副会長のほうから詳しい報告等々いただいた後で、こういう区民としてのご意見を申し上げるのはちょっとはばかられるかもしれないのですが、高齢者の方、そして高齢者の家族の最初に、やはり介護保険にまず関わる窓口としての地域包括支援センター、そしてもちろん職員の方も大変御苦労されているということはもう見聞きして存じ上げておる中で、やはり20箇所ある地域包括センターの中で「格差」という言葉を使っていいのかどうかわからないのですが、例えばAの地域包括支援センターに相談すると「結構動いてくれていいわよ」とか、こちらのセンターに言うと「なかなかね、あそこはね。でも私の住んでいるところはここだから、あっちには行かれないわよね」

会長	というような言葉を聞く機会が結構ございます。このようなデータ等々もつくっていかれる過程の中で、やはりその格差をなるべく、どこの地域包括支援センターに相談に行っても「ああ、よかった」と。「じゃあ、これから私は介護保険のこういうサービスを利用するわ」というふうな、AでもBでもCでもどこでも、できれば地域包括支援センターの質の均一化と申しましようか。それをぜひ今後、この先のこととしてやっていただけたらなと思っております。よろしくお願いします。 地域包括ケア推進担当課長、何かありますか。
111.151.153	
地域包括ケア推進担当課長	本当に貴重な意見ありがとうございます。まず質を均一化するということについては、一定のレベルを保つように研修等を行います。また、ケア24の職員だけに任せるのではなくて、いろんな事業について区も一緒になって考えていく連絡会等をつくって、今年度は地域包括ケア推進員の連絡会をブロックごとにやりまして、地域づくりについての難しさとかそういったものを承りながら、地域特性を捉えてレベルを上げていくという取組をしてまいります。どこへ行っても満足のいく、満足度の高い事業をできるようにやっていきたいと思っております。
A E	
会長	ありがとうございました。この事業評価、私も最初からずっとかかわっているのですが、先ほど委員が言われた、書かれていない一番下のランクをまずなくすということが第一なのですね。それぞれのセンター、それぞれの地域の特性がありますから、全部が上のほうでピタッとそろう、あるいは1つのセンターであっても、この4つの領域の全てが一番上にくるというようなことは多分あり得ない。ただ、区民の方たちが、「最低限ここまではどこへ行っても対応していただけるような」という水準を確保するということ。そして、それぞれのセンターの置かれた状況などに応じてより特性を出していくということを、この事業評価の目的としてやってきています。結果的に一番下のランクがないということは、ある意味、今、委員がご指摘のようなことは、でこぼこ多少はあったにしても、最低区民の方にここまではサービスを提供できるという水準はもう確立することができたのだと、できているのだというふうにご理解いただくことがよろしいのではないかと思います。その上で、センターの置かれた状況によってそれぞれの特徴が出ているというのが、この表の見方だと思います。地域包括ケア推進担当課長、それで合っていますよね。それでは、時間の関係もありますので次にいきたいと思いますが、何か特によろしいですか。
	長お願いします。
高齢者施設整 備担当課長	<資料8に沿って報告事項(8)「介護施設等の整備状況について」について説明> 私からは以上でございます。
会長	いかがでしょうか。この表についてご質問、あるいはご意見おありの方いらっしゃいますでしょうか。
委員	1点だけなのですが、第6期の介護保険事業計画で、29年度までに地域密着型介護老人福祉施設、小規模特養を29人という数を見込んでいたと思うのですけれども、あれはなかなか実現するのは困難な状況だとは思うのですが、どのようなタイミングでつくるお考えなのか。 また、あの手のものをつくるのにどのくらいの期間が必要なのかと思いま

	して。このあたりで日程が検討がされていないと、第6期に間に合うのかな というのも少しありまして、ちょっとその点確認したいと思います。
会長	では、高齢者施設整備担当課長、お願いします。
高齢者施設整 備担当課長	ただ今、委員からご指摘がありましたけれども、総合計画、実行計画、第6期の介護保険事業計画の中で1カ所、29人ということで予定しておりまして、私どもで考えている場所はありますけれども、まだこの場所が確定しておりませんので、現在検討しているところでございます。それが決まれば、29年度までの開設は十分可能と考えてございます。
会長	大変心強いお答えをいただいたということです。 ほかよろしいでしょうか。ご質問あるいはご意見、よろしいですか。 それでは9番目、地域密着型サービス事業所の開設についてです。介護保 険課長、お願いします。
介護保険課長	報告事項の9番から13番までを一括で申し上げてよろしいでしょうか。
会長	報告事項の9番だけを切り離してお願いしたいと思います。
介護保険課長	承知しました。 <資料9に沿って報告事項(9)「地域密着型サービス事業所の開設について」について説明> 以上でございます。
会長	これまでの介護保険運営協議会での進め方ですと、この予告のところで少しご議論をいただかないと、開設のところは「認可します」あるいは「しました」という報告になってしまうので、ここで少し詳しく見させていただきたいということで、別立てにお願いしたのです。
介護保険課長	大変失礼しました。 まずこの施設を運営する法人ですけれども、資料の4番をご覧いただきますと株式会社ケア21ということで、大阪にある事業所でございます。竣工予定は9月30日ということで、次回の協議会で改めてご協議を諮りたいと思います。 別紙1をご覧ください。敷地面積でございますけれども、786.41平米ということでございます。 法人の沿革等につきましては、こちらが平成5年に設立された法人でございまして、大阪が多いと思いますけれども、東京も含めた全国で施設を運営しております。5ページの運営方針等ございますけれども、地域と連携しながら開設していく予定になってございます。
会長	先に資料をお送りいただいているので目は通してきているかと思いますがいかがでしょうか。
委員	グループホームといったら別に嘱託医がいなくてもいいわけなのですけれども、医療体制として例えば訪問看護ステーションとの連携でいくと、1日当たり30単位ぐらいでしたっけ、35単位でしたっけ、何かグループホームはまとめたりなんかするのですが、そういうような医療体制というのはどうなっているのかなというのが、という質問をすることを期待されているのかなと思いますけれども。
介護保険課長	医療体制については今後ということになってございます。
会長	これまで介護保険運営協議会でも委員から繰り返しご指摘をいただいて、 医療機関との連携あるいは訪問看護ステーションの利用などの体制整備を、

	この施設計画段階からの協議の中でしておいてくださいということが何回
	か出ていたので、そこを伺ったということです。
	グループホームに関しては、地域的な偏りがかなりあるのですよね。これ
	についてどう考えたらよろしいでしょうかね。これはむしろ高齢者施設整備
	担当課長に伺ったほうがいいのかな。
高齢者施設整	資料8でもご説明させていただきましたが、現在、認知症の高齢者グルー
備担当課長	プホームにつきましては荻窪地域や阿佐谷地域、それから高円寺地域でまだ
VIII 1 IV 11 V	まだ整備が進んでいないという状況がありまして、私どもでは重点整備地区
	ということで、東京都から補助金も多くいただいているような状況です。で
	きるだけそういった形で整備を進めていきたいと考えておりますけれども、
	まだまだ整備総数が不足している状況ですので、これからも地域のバランス
	や定員数の増を見ながら進めていきたいと考えております。
会長	ありがとうございました。
云区	
宣松 李和亚如	高齢者担当部長、どうぞ。 今回はグループホームですので、特養のように嘱託医とかグループドクタ
高齢者担当部 E	一というのは少し薄いわけですけれども、すでに事業者が決まっております
長	
	ので、以前からの経緯で大体その提案者がどういうところと提携してやって
	いくというのはあるのですけれども、事業者が決まると私どものほうでもいる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、
	ろいろな要望を踏まえて、区内の医師会とか区内の歯科医師会となるべく連
	携をとって事業運営してくださいということを既に申しております。法人
	は、中には医療系のグループを背負ってくるところもありますので、必ずし
	も区内の医療機関と連携が十分とれないところもありますけれども、そうい
	ったところでなければ、地域に密着した施設ですので、区内の医師会あるい
	は歯科医師会等と連携をとってということで、私どもで必要な資料をお渡し
	して進めてございますので、ご安心いただきたいと思います。
会長	ありがとうございました。
	あともう1つお伺いしたいのは、この小規模多機能のほうで通いのサービ
	ス定員12名、宿泊定員19名ということですが、この宿泊定員についてはど
	う考えたらいいのでしょうか。いわゆる「お泊まりデイ」?
介護保険課長	お泊まりが9名ということで、3階建てでございますけれども、平面図を
	ご覧いただきますと、1階の部分でお泊まりができる形になっております。
会長	いや、これを聞いた意図は、「お泊まりデイ」というのが公認された結果、
	グループホームに類するものとして、居住型の施設になりかねないという恐
	れがちょっとあるのですよね。それで区としてこの「お泊まりデイ」をどう
	見ていくのでしょうかということを伺いたかったのです。ちょっと難しい質
	問だったかもしれません。
介護保険課長	小規模多機能型というのは、要するに通所・訪問・お泊まりがセットにな
	ったという形でございますので、その1つというふうに認識してございま
	す。
会長	教科書的にはそうなのですが。
高齢者担当部	会長のお聞きになりたいのは、区内の「お泊まりデイ」に対する区の考え
長	方ということでしょうか。
会長	お泊まりの期間について何か指導をされるとかそのようなことをお考え
	ですかと。ここは初めからお泊まりを用意した施設なのだけれども、そうで
	ない施設がお泊まりを始めてしまうと、必ずしも連泊が適切でないようなと
	ころに連泊をさせてしまうということもままあり得るので、そのお泊まりデ
	イについて区はどう考え、または指導していかれるのでしょうかという質問
L	1 1 2 7 7 2 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7

	です。突然ちょっと以上に難しい質問してしまったので、もし何でしたら次
-tailet for two casts too	回でも結構ですが。
高齢者担当部	すみません、ちょっと雑駁なご回答になるかもしれませんけれども、お泊
長	まりデイは介護保険外のサービスですが、実際に区内にもそうした実態は確
	かにあるということで、それを要は是認するというか、しっかりした運用を
	するにはこういう基準が必要だということを東京都のほうが考えています
	ので、確かそういう指導の基準のようなものがきていると思うのですね。で
	すから区としては、しっかりそれにのっとって、いわゆる不適切な運用がさ
	れないような、そういった公の基準にのっとって今後やっていくということ
	で整理されているはずなのですね。ちょっと今具体の資料が所管のほうでな
	いようですので、次回までには整理をしておきたいと思います。
会長	ありがとうございます。また次回ぜひ、そこの辺も聞かせていただきたい
	と思います。
	よろしければ残りの報告のほうへ移っていきたいと思いますが、よろしい
	でしょうか。
	それでは(10)から(13)までについて介護保険課長、よろしくお願いし
	ます。
介護保険課長	大変失礼いたしました。
	< 資料 10 から 13 に沿って、報告事項 (10) 「地域密着型サービスの指定
	等について」、報告事項(11)「地域密着型サービス事業所の指定更新に
	ついて」、報告事項(12)「地域密着型サービス事業所(区外)の指定に
	ついて」、報告事項(13)「指定介護予防支援業務の委託について」につ
	いて説明>
	私からは以上でございます。
会長	ありがとうございました。
	何かご質問あるいはご意見おありの方いらっしゃいますか。
	毎年度必ず質問が出るのは、ケア 24 によって委託の割合の高いところと
	低いところがあるのですが、これは何ですかという質問が毎年出るのです。
	言っていただけますか。
介護保険課長	先ほども申し上げましたように、理由としては要介護者が家族にいると
	か、本人が行ったり来たりという状況がございますので、そういったところ
	でケア 24 による差が出ているのではないかと分析してございます。
会長	ケアマネ協議会から何かご意見はありますか。
委員	ケア 24 から委託を受ける私たちの事業所の基準としても、やっぱり課長
	がおっしゃったとおりなのですけれども、ただ、できればケア 24 としては、
	地域の居宅のほうに受けてもらいたいということをたびたび言われますが、
	なかなかその辺のやりとりとかというのは、いつもケア 24 との関係を見な
	がらやっている次第でございます。
介護保険課長	先ほど副会長から「ケア 24 が今大変だ」というお話もありましたので、
	そういったところで事業の状況によってもお願いしているところかと思い
	ます。
委員	居宅としてはやはり事業ですので、予防と介護どっちをとるかといったら
	介護のほうをとるというのが通常ですので、そうなのです。すみません。
会長	ということなのです。 つまりケア 24 のほうからすると、ほかの事業、特
	に地域包括ケアの立ち上げということで負担が非常に重くなってきている。
	そういう中で、一方で介護予防ケアマネもやらなければいけないと。その介
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

	護予防ケアマネに関しては、初めは禁止されていたのが委託できるようにな
	ったので、なるべく外注に、委託にして、自分はその地域包括ケアのほうに
	集中したいと考えてはいるわけなのですが、委託を受ける側の事業者として
	は、単価が安いので受けていられないという、そういう状況が今、杉並区に
	限らず方々中で起こっているということですので、その辺を踏まえて地域包
	括ケアセンターのケア 24 のほうもご指導、あるいは支援をしていただけた
	らばいいなという、そういう意味で申し上げました。
	地域包括ケア推進担当課長、よろしいでしょうか。
	よろしければ14番目の報告として、「障害者の相談支援専門員の育成の取
	組について」です。では、障害者施策課長ですね。
障害者施策課	<資料 14 に沿って報告事項 (14)「障害者の相談支援専門員の育成の取組
長	について」について説明>
	報告は以上でございます。
会長	ありがとうございました。
云区	
太 吕	これに関しては何かご発言ございますか。
委員	障害者のほうでも、今もう親も子も高齢化を迎えて、みんな 65 歳以降の
	ことを大変心配しております。それでただ今課長がおっしゃったように、65
	歳を過ぎると障害福祉サービスから介護保険のほうへ移っていくわけなの
	ですけれども、何がみんなにとって不安かということは、親はもうその時点
	では既に生きていないということと、あと、障害者のこのサービス等利用計
	画を今作成しているのですが、そのサービスというのは、障害者が小さいこ
	ろから年をとるまでずっと生涯を見通した本人のニーズに沿ったサービス
	がつくられていて、それに伴ってサービスが支給されているのです。それが
	65歳になって介護保険になったときに、ケアマネジャーにお世話になって計
	画をつくった場合、まず支給量が決まってしまって、今まで受けられていた
	障害の福祉サービスが、介護保険のほうに同じようなものがあればそちらに
	移行するわけなのですが、その支給量が減ってしまうこと。今まで障害者の
	中では、ガイドヘルパーというサービスがとても活用されているのですけれ
	ども、そういうものもなくなって、移動支援はあるのですが、ガイドヘルパ
	一がなくなるとお出かけを楽しんだりすることができなくなる不安とか、あ
	と、今まで障害サービスですと負担料がなかったりしたものがやっぱり負担
	が出てくるという不安とか、そういうところのケアプランが中心になってし
	お回とくるという作品とかくとういうところのテラフランが平心になってしまうと、支給量が先に決まってしまうということの障害福祉サービスと考え
	方がちょっと違うところへ移行していくときの、そこのそごが生じないよう
	に、やはり今まで築き上げてきた障害者の生涯にかけての生活が措置の時代
	に戻ってしまわないような、何かもう「65になったらこれしかありません」
	と言われると、せっかく築き上げてきたものが、もうやっぱり障害者は選ぶ
	権利もないのかなということで、そういうふうに狭められてしまうことに対
	する不安がとても出ているので。それらはこれからだとは思うのですが、障
	害者の福祉のほうと、この介護保険のほうと、上手に使っていけるようにな
	ればいいなというところです。
障害者施策課	ありがとうございます。国からの指導の中でも、やはり今おっしゃったよ
長	うな形で、65歳になって全て介護保険に変わったからということで、全部一
	律に判断することはしない、してはいけないと。やはり個々の障害のある方、
	個々の特性、それからその方々を見て、それで移っていくという形がありま
	すから、当然支給量が減ってそのままサービスが低下するということがない
	ように、その分は障害のほうで埋めなさいという形がありますので、「変わ
L	

	りましたので全部違いますよ」ということではないようにしていきたいと思
	っております。それを踏まえて今後私どものほうも支給認定を行っていきた
	いと思っています。
十公臣	くいこぶつくいます。 それを実際に実現するためには、個々の障害者の方についているケアマネ
古会長	
	の方が両方をわかっていて、しっかりケアプランを立てないといけないので
	すよね。介護保険で賄う部分と障害福祉で賄う部分とを、うまく組み合わせ
	られるようなケアマネの方を養成しなければいけないということで、この事
	業、この報告があったということだと思います。
障害者施策課	ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。
長	
会長	またで申しわけないけれども、ケアマネ協議会から何かありますか?
委員	やはり今おっしゃったように65歳以上になって介護保険になったときに、
	ケアマネジャーというのは結構支給額内でプランを組み立てるという頭に
	なっているので、障害の方を担当したときに一番苦労するところでありま
	t _o
	今回このケアマネジャー有資格者 26 名というところで、協議会のメンバ
	一も何名か参加したのですが、とてもよくわかったと。すごく勉強になった
	ということを言っていました。2年前から総合支援法ができるといったとき
	から、区の方にお願いをして研修を協議会のほうでも開いています。今年度
	もまた予定をしていますので、障害者のほうと介護保険のほうとそれぞれが
	歩み寄って、よりよいケアプランができるように努力していきたいと思って
A E	おります。
会長	ありがとうございました。
	ほかにご意見、ご質問おありの方いらっしゃいますでしょうか。
委員	おおむね理解できたのですけれども、対象となる障害者の方というのは何
	名ぐらいいるのかなということと、それに対応するケアマネの方がどれほど
	いるのかなというのが、わかる範囲でお聞きしたいと思います。
障害者施策課	ケアマネの数は、申しわけございませんが私のほうで数を持っていないの
長	ですけれども、本日の資料が6月26日現在ということになりますが、障害
	福祉サービスの支給決定者が 2,649 名おります。そのうち 65 歳以上の支給
	決定者が309名ということで、約11%が今回の対象になっているということ
	でございます。
会長	よろしいでしょうか。
五尺	そういたしましたらば、この 14 の報告、これをもちまして報告事項全て
	終わりということにして、5番の「その他」ということです。その他ありま
11.144111	すでしょうか。
地域包括ケア	最後に1点申し上げます。
推進担当課長	お手元にお配りいたしました「ケア 24 善福寺移転のお知らせ」をご覧く
	ださい。ケア 24 善福寺の所在地が、8 月 17 日月曜日から、「西荻北4-31
	-11」に変わります。15日までは現在の住所地で営業いたしますので、特に
	業務に支障は出ることはございませんし、電話番号・FAX番号等も従前と
	一緒でございます。実際は西荻窪駅の北口から東京女子大の斜め前あたりに
	移るということで、圏域の中の善福寺に近いところに移るということで、訪
	問相談等がよりやりやすくなるということでこの移転先を決めております。
	以上、お知らせ申し上げます。
会長	ありがとうございました。
云文	ω) y μ+C ノ こ C Y ' ま U / C。

高齢者施策課	失礼いたしました。
長	席上に配付させていただいておりますが、熱中症予防のための普及啓発グ
	ッズとして、紙のうちわでございます。こういったわかりやすいもので手に
	していただきながら内容をお読みいただき、できる限り熱中症予防に取り組
	んでいただきたいということで作成しております。その他パンフレットも作
	成しておりますが、今日はうちわのみ配付させていただきました。
会長	ありがとうございました。
	次回はいつ頃を予定していらっしゃいますか。
高齢者施策課	次回の日程でございますが、10月を予定しております。また改めてご連絡
長	させていただきますので、よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。
	冒頭で申し上げましたように、予定の3時より少し早く終わらないといけ
	ないという事情があるということで急いでおりましたが、予定の時間をクリ
	アすることができました。次回はできることだったら審議事項、協議事項が
	ある形で運営協議会を開ければとお願いしております。
	これで第1回の介護保険運営協議会閉じたいと思います。ご協力ありがと
	うございました。